

国分寺市旧庁舎用地利活用事業『設計施工一括工事請負契約書（案）』に対する質問への回答　令和7年5月16日

No.	頁							質問内容	回答
		第1条	1	(1)			項目名		
1	1	3条	1				(着手届、工程表及び請負代金内訳書)	見積の詳細の内訳を提出するタイミングは4月上旬あたりと推察されますが、実施設計が終わっていないため詳細内訳及び3社見積等の根拠書類の作成、提出が極めて困難です。本来は実施設計完了時の成果品として提出すべきものであると考えますが再考頂けますでしょうか。 何らかの理由で必要という事であれば中項目程度にして頂かないと対応が難しいと思います。 このタイミングの提出という事であれば3月の中旬には実施設計を完了しませんと精緻な資料が提出できません。	技術提案書提出時の内訳書等をご提出ください。
2	2	4条	1	(5)			契約の保証	第4条（契約の保証）について、第5号の履行保証保険契約を締結する場合、証券に記載する契約期間と保険期間の始期は、ともに契約締結日（＝議会承認日）という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	4	18条					現場代理人及び主任技術者等	主任技術者等は、実施要領P22記載の統括代理人もしくは、現場代理人が兼ねることが出来るという認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	4	22条					設計業務代金の支払	提案図面と既にある基本設計図面とに差異が生じ設計変更がある場合、基本設計と書の検査合格時には基本設計業務相当額をお支払いいただける認識で良いでしょうか。	要求水準書25頁「3(1)基本・共通事項及び(2)複合公共施設の要求水準」に記載のとおり、設計業務では要求水準の示す範囲において、機能の配置など積極的な設計内容の提案を求めています。また、基本設計図書については、事業者に参加貸与するものとしていますが、要求水準を満たす一例のプランと位置付けています。基本設計図書との差異については、費用変更の対象とするものではありません。
5	9	38条					発注者の請求による工期の短縮等	工期の短縮はどのような事案が想定されるか	具体的な事案を明確に示すことは難しいですが、例えば、一定の公益上の理由により複合公共施設を整備する必要がある場面が想定されます。
6	9	38条					発注者の請求による工期の短縮等	第2項 「前項の規定による請求は、新築工事着工日から12月を経過した後でなければ行うことができない」とありますが、工事着工前の物価変動分も請求してよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計施工一括工事請負契約の契約締結日からの物価変動分について請求を行うことが可能です。
7	9	39条	1・2				賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	新築工事着工前、つまり設計期間の価格変動は考慮されないという理解で問題ないか。	No. 6をご参照ください。
8	9	39条	4				賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	第4項 「物価指数等」とは何を使用するイメージでしょうか。	標準約款になりますので、例えば消費者物価指数や企業物価指数などとなりますが、限定列举ではないため、案件ごとに協議することになります。物価指数等とは消費者物価指数等の世情を踏まえた一定の数値を指します。
9	9	39条	4				賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	第4項 「物価指数等」において公的指数は、実勢の単価と乖離していることが散見されます。実勢の見積もり比較等処方を検討いただきたい。	第39条第4項記載のとおり、「物価指数等に基づき発注者受注者協議して定める。」としておりますので、案件ごとに協議することになります。No. 8で示したとおり、具体的に一定の数値をもって判断するものではありません。 また、契約変更を請求したタイミングにおいて、市と契約相手先双方で協議の上で決定するため、現段階で積算方法などについて明確に回答できるものではありません。
10	9	39条	4				賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	物価指数等に基づき、とあるがこの「等」には、客観的に価格高騰が説明できる根拠資料等と読み替えることはできるか。	No. 9をご参照ください。
11	9	39条	7				賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	日本国内において、とあるが、本件は建設業における事業のため日本国内の建設業界においてと読み替えることができるものとして認識して問題ないか。 ※建設費が急騰していても、日本景気が著しくインフレデフレ化しているとは限らないため。	No. 9をご参照ください。